

セクシュアルハラスメント被害と職場の対応に関するWEBアンケート〈速報〉

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC) 職域横断アンケート実行委員会

テレビ朝日の記者が福田財務次官(当時)からセクハラを受けた事件から1年あまり。記者の勇気ある告発をきっかけに、日本社会においても「MeToo」運動が広がり、メディア業界以外の職種でもセクハラ被害や被害者に対する二次被害を訴える告発が相次ぐようになった。MICでは、「メディア業界が足元で起きているセクハラに向き合っていないために、被害を受けても泣き寝入りをするような社会をつくってしまったのではないか」という反省に立ち、アンケートを4月15日～5月14日(1か月間)実施した。

この結果は、6月10日から始まるILO総会に参加する労働組合や日本政府、国際NGOに既に届けた。切実な声を踏まえ、国際社会と連帯し、条約に賛成し、批准することを求める。この場を借りて、ご回答いただいたみなさまにお礼を申し上げる。

<調査結果のポイントなど>

- ◆有効回答数:計1,061人(男性232人、女性815人、その他のジェンダー14人)
- ◆「セクハラにあった経験がある」全体の69.1%
女性の82.9%がセクハラ被害経験あり
男性の19.4%がセクハラ被害経験あり、「社内で見聞きした」30.6%
「性別がその他」14人のうち12人、8割以上がセクハラ被害を受けている
- ◆セクハラ被害を受けた、あるいは見聞きしたことがある人のうち、「必要もないのに身体的接触(キス、抱きつく、肩もみ、胸をさわる等)をされた」40.3%
「ホテルに誘われた、性的関係を強要された」11.6%
- ◆セクハラ被害を受けた人のうち、「自己決定権に関わる質問をされた人」48%
「容姿や年齢、身体的特徴について聞かれた、からかわれた」46%
「必要もないのに身体的接触(キス、抱きつく、肩もみ、胸をさわる等)をされた」43.5%
「お酒を飲まされ、酔いつぶされ性交された(準強制性交)」「強制性交された」が未達も含め72人で9.8%

〈どのような不適切な対応をされたか〉

◆不適切な対応は「事情を話したが、調査もされず放置された」84人で最も多い 【対象:セクハラにあった経験がある相談した人(210人)】複数回答可

どこにしましたか	放置された	事情を話したが、調査もされず放置された	相談した	上司・先輩・同僚に相談した	会社や組織の相談窓口	労働組合	弁護士	警察	医師・医療機関	家族や友人	その他	無回答
(1)会社や組織の関係者(上司、先輩、同僚など)	47	14	2	2	2	1	9	3	0	49	150	43.0%
(2)会社や組織が設けた相談窓口	11	9	0	0	2	2	4	12	0	12	52	14.0%
(3)自営体やサポート団体の運営する相談機関(ワンストップセンターなど)	1	1	2	0	1	0	0	2	0	7	14	3.8%
(4)弁護士、社労士などの専門家	0	1	2	1	0	0	0	7	0	9	29	5.4%
(5)家族や友人	10	5	1	2	1	1	3	12	0	20	55	14.8%
(6)警察	1	1	2	1	0	0	0	2	0	1	8	2.2%
(7)医師、医療機関	4	1	2	0	0	0	0	1	4	0	16	4.3%
(8)労働組合	3	3	0	1	0	0	2	7	0	10	26	7.0%
(9)その他	4	1	0	0	0	0	0	5	0	4	14	3.8%
無回答	3	0	0	1	0	0	1	0	0	2	7	1.9%
合計	84	36	11	8	6	4	20	85	0	118	372	100.0%

- ◆加害者の立場は、社内の先輩、上司が77.8%、次いで社外が29.7%
- ◆「相談・通報しようと思わなかったの、しなかった」43.2%
- ◆「相談・通報したかったが、できなかった」22.8%で、計565人、66%が「相談・通報」をしていない
- ◆「セクハラを受けた人」が相談・通報した相手
「会社や組織の関係者」がトップで43%、回答した160人のうち、107人が「不適切な対応」だったと回答
「会社や組織が設けた相談窓口」に相談・通報した人は52人。そのうち41人が「不適切な対応」だったと回答
警察に相談・通報した人が8人いて、7人が「不適切な対応」と回答
「医師、医療機関」も相談・通報した16人中11人が「不適切な対応」と回答
- ◆「事情を話したが、調査もされず放置された」84人が最多
- ◆「会社や組織の関係者に相談した」160人のうち、65人が「不利益な状態になった」
- ◆セクハラを受けて「相談しなかった」人の理由
「相談しても解決しないと思うから」21%
「仕事に支障が出るかもしれない」14.8%
- ◆セクハラを受けて「相談できなかった」人の理由
「相談しても解決しないと思うから」15.1%
「職場に居づらくなるかもしれないから」13.7%
「仕事に支障が出るかもしれないから」12.3%

〈相談できなかった理由〉

【対象:セクハラにあった経験がある&相談できなかった人(177人)】複数回答可

相談できなかった(できなかった)理由は何ですか	回答数	割合(%)
(1)会社や組織にセクハラ相談窓口がないから	79	10.1%
(2)会社や組織のセクハラ相談窓口が、第三者の通報を受け付けていないから	14	1.8%
(3)相談しても解決しないと思うから	118	15.1%
(4)相談内容が他の人に漏れるかもしれないから	82	10.5%
(5)職場に居づらくなるかもしれないから	107	13.7%
(6)仕事に支障が出るかもしれないから	96	12.3%
(7)人事上の不利益を被る恐れがあると思ったから	68	8.7%
(8)「あなたに隙があった」「あなたの方が悪い」と言われ、責められると思ったから	74	9.5%
(9)「証拠がない」と思っていたから	67	8.6%
(10)被害によるトラウマ(心的外傷)や精神的ショックから体力・気力が奪われ、話せる状態にならなかったから	33	4.2%
(11)誰にも相談したくないから	22	2.8%
(12)その他	20	2.6%
無回答	2	0.3%
合計	782	100.0%

- ◆①「ILOのハラスメント禁止条約に賛成し、批准するべきだと思う」96.4%
- ◆②「罰則付き『セクハラ禁止』国内法を作るべきだと思う」87.4%

①ILO条約・②国内法ともに制定賛成(921人)

【主な意見】

★意識を変えるため

- ・意識の面で日本はあまりにも遅れている。性的被害が軽視されすぎている。弱い者が守られない社会を変えなければいけない。(一般事務)
- ・セクシュアルハラスメントは「暴力」であり「人権侵害」であることを日本社会に改めて理解を促し、根付かせなければならない。(一般事務)
- ・現在の職場ではセクハラやパワハラは事なかれ主義で、もみ消しが横行しているため。(介護・福祉関係)
- ・就職活動において、働きたいと思う人と、その職種で働く会社員は、平等に思えるようでそうではないと思う。断りにくい(断ることができない)のは致し方ないだろう。これは断れないことが問題なのではなく、断りにくい状況が分かっている上でその場を利用するのが問題だ。国内法があれば、事前にセーブがかかることが増えるように感じる。(学生)
- ・セクハラのために仕事を辞めなければならない事が何度もありました。一生懸命に仕事を覚えても、続けられず辞職する事があります。転職の理由も、どう言ったらいいかわかりません。「人を殺してはいけません」「他人の物を盗んではいけません」と同じスタンスで「セクハラしてはいけません」が必要だと思います。(その他)
- ・日本国内では、セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害である、という認識がまだないと思う。個人的なトラブルといった考えや、仕事のできるのであれば多少目をつむるといった雰囲気が依然としてある。被害者の多くが女性だが、女性そのものの社会的立場が弱く、被害を訴えても、重く受け止められない傾向にある。その背景には、女性軽視や女性蔑視の意識が依然として根強いからであるように感じる。セクハラは重大な人権侵害であり、場合によっては犯罪である、という社会の共通認識を根付かせるためにも、法律は必要と感じている。(メディア関係)

★政治家、経営者の意識の低さ

- ・古い企業でもベンチャー企業でもセクハラを経験した。フリーランスだと仕事を失う危険があり、さらに告発が難しい。(一般事務)
- ・日本人の特徴として人権意識が低く、関係をはじめ、「法に違反しなければ何をしても良い」と考えている人が多いので。規則を作って加害者予備軍を縛り、被害者を出来るだけ減らしたい。(外交・営業)
- ・セクハラを権力の象徴・特権と考えている人達がまだいる。反省するどころか「合意の上」という見え透いた嘘をマニュアルのように使っている事件がまだある。(NPO・労働組合)

★罰則への期待

- ・報酬に女性社員はセクハラに遭い、職を失うことが多いのに、男性社員はグラグラ笑ってセクハラをしたり極めて悪質。またストーカーなどは引越してもしなくてはいけなくなるし、命を奪われる危険性もあるので、厳しい罰則をお願いしたい。(一般事務)
- ・契約打ち切りし、加害者を組織全体で守るのは男社会ならでせうと思う。社員ではない契約バイトや派遣社員にも人権があること、生活があることに気づいてほしい。セクハラ窓口には外部のまったく組織と関係ない第三者をおいてほしい。加害者や協力した関係者にも罰を与えてほしい。立ち直れず生活が破綻した被害者にメンタル支援や金銭的な補助もしてほしい。私は公的支援を得られず自殺まで考えたので被害者救済をメインにして法律をつくってほしい。(販売・店員)
- ・身体的な接触があっても、見ず知らずの人にされれば犯罪になり、会社の上司になれば「セクハラ」と軽んじられるのはおかしい。性犯罪です。加害者は降格処分のみで済みますが、被害者は被害を受け、守ってくれる人もなく、孤立のまま職を失います。なぜ被害者がこんなにも損害を受けるのか?セクハラという犯罪が無いのなら作って厳しく罰則を設けて欲しい。継続的なハラスメント教育も会社が導入する義務を負うべきです。(金融)

★法的救済の壁

- ・民事で損害賠償請求することが難しいケースや、しても言動によるセクシュアルハラスメントなどは損害額が小さく法的請求が成り立つものでも費用対効果の面で民事上の請求を取りやめることになる。したがって民事上の請求は結局セクシュアルハラスメントの防止には役立ちづらい。(弁護士・法曹関係)
- ・日本では、ハラスメントを厳しく処罰する風土がありません。また、労災の調査や裁判では、徹底的な証拠主義であるため、被害者が被害を立証することができず、結果、泣き寝入りになっています。この状況を変えてほしいと思います。また、ハラスメント被害者が精神疾患になった場合、非正規労働者の場合、ほとんどが雇止め(解雇)になります。このような理不尽な世の中も変えていかないといいと思います。(金融)

①ILO条約賛成、②国内法反対(102人)

【主な意見】

- ・罰則が必要とは思わない。息苦しい社会になる。(メディア関係)
- ・罰則となると、国家機関が介入することになる。セクハラは悪だが、国家機関の介入には慎重であるべき。(メディア関係)

①ILO条約反対、②国内法賛成(6人)

【主な意見】

- ・抑制のために、罰則を設けることはある程度必要だと思うが、世界基準に合わせる必要はないと思う。日本の働き方と海外のそれは別物なので、無理やり合わせると歪みが生じるだろう。(メディア関係)

①ILO条約・②国内法ともに反対(32人)

【主な意見】

- ・セクハラはこの世に存在しない。セクハラと騒ぐやつこそ処罰すべき。(一般事務)
- ・女性が社会のなかで生きていくためにはある程度仕方がない。会社社会はもともと男性の既得権益で、それを壊して進出しようとしているのだし、腕力や体力的にも男性に劣るため、男性が行う仕事すべてを平等に女性がこなせることもありません。(運輸・交通関係)